

スーパー・テクノロジー・スクール事業実施要領

1 趣旨

この要領は、技能五輪・アビリンピック選手育成強化等推進事業助成要綱（以下「助成要綱」という。）の「スーパー・テクノロジー・スクール事業」（以下「STS事業」という。）を実施するにあたり、助成要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

県内の高等学校等が自校の特色を活かした複数年の在校生向け教育プログラムに取り組むことにより、未来の本県産業界を担う人材を育成することを目的とする。

3 助成対象

(1) 助成対象者

高等学校等が所管をする任意の研究部会等を助成対象者とする。

(2) 助成対象事業

栃木県職業能力開発協会長（以下「会長」という。）が別に定める「スーパー・テクノロジー・スクール事業募集要領」（以下「募集要領」という。）に基づき選定された事業を助成対象事業とする。

4 助成内容

(1) STS事業の実施期間は、原則として3年以内とする。

(2) 助成額は、300万円を上限とする。

ただし、実施期間が1年以内のものは100万円、2年以内のものは200万円を上限とする。

(3) 助成金は、概算払も可能とする。

5 提出書類

(1) 助成を受けようとする者は、STS事業助成申請書（様式第1号）に募集要領に定める提出書類を添えて、会長に提出するものとする。

(2) 申請者は、事業の完了した日から起算して1か月以内にSTS事業実績（中間）報告書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

(3) 事業期間が複数年の事業については、各年度末から1ヶ月以内にSTS事業実績（中間）報告書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

6 その他

(1) 申請の内容に事業目的の変更等を伴う変更がある場合は、変更が生じる前に事業内容変更協議書を会長に提出し、協議の上、変更の可否を決定する。

(2) この要領に定めるもののほか必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元（2019）年4月1日から施行する。